

鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業 委託プロポーザル実施要領

1. 目的

鳥羽市では関係人口の創出・拡大を重点施策として掲げており、対面・接触を前提に進めてきたこれまでの移住定住施策を大きく転換し新しい生活様式に対応した移住定住施策の基盤整備が急務である。一方、社会では三密不可避の都市部の「住む・働く」に地方で「住む・働く」との選択肢をプラスした居住・住居に関する価値観の変容“リビングシフト”が起こりつつある。

当事業では、関係人口の創出・拡大に向けて、アフターコロナ・ウィズコロナの時代に対応した「鳥羽ファン」のオンライン拠点を整備し、今後の情報発信の基盤整備をつくることで、持続可能な関係人口創出・拡大体制の構築を図る。

またワーケーション等受入施設や構築した「鳥羽ファンクラブ」オンライン拠点の広告宣伝を実施するとともに、鳥羽市におけるワーケーションニーズを把握することで、今後の効果的な施策展開につなげる。

2. 業務の内容

(1)業務名	鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業業務委託
(2)活動期間	令和2年度
(3)契約上限金額	18,864,000円(税込)
(4)契約期間	契約の日から令和3年3月31日
(5)納入場所	三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市役所企画財政課移住・定住係

3. 企画提案の実施方法

この実施要領に基づき提出された提案書について、鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業選定委員会委員及び事務局が、一貫性、的確性、発展性、独創性、現実性、現有知識、情報収集力、地域性、業務遂行体制、経済性について、その内容の審査を行い、総合的に最優秀提案を選定する。

(1)参加資格に関する事項

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11の規定に該当しないものであること。
- ② 連絡調整の担当者を1名配置すること。

(2)参加意思確認書の提出

参加を希望するものは、別紙様式「プロポーザル参加意思確認申請書」を下記まで提出するものとする。

- ① 提出期限 **令和2年11月10日(火)17:15必着(郵送も同時刻)**
- ② 提出場所 〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市役所企画財政課移住・定住係

(3)提出書類について

① 提案書類

・提案書(正本1部、副本19部、計20部)

各者任意の様式にて、A4またはA3版15ページ程度までとする。

提案書の内容については、下記4. 企画提案の内容(3)提案書等について参照。

・見積書(1通)

各者任意の様式にて、見積書及び内訳書を提出する。

宛名は「鳥羽市長 中村欣一郎」とする。

② 提出期限 **令和2年 11月24日(火)17:15必着(郵送も同時刻)**

③ 提出場所 〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所企画財政課移住・定住係

【参考】

プロポーザル実施日:令和2年11月27日(金)

4. 企画提案の内容

(1)企画提案名 鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業

(2)企画提案項目

鳥羽市の関係人口創出・拡大に繋がる効果的かつ効率的な企画とする。企画にあたり以下の点に重点を置くこと。※企画数について指定はなく、以下の重点を満たす企画とする。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大状況に配慮した内容及び発信時期とする。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後を見据え、関係人口創出・拡大に繋がる内容とする。

3. 鳥羽の地域資源を活用した鳥羽ならではの企画とする。

4. WEB・SNS等のデジタルコンテンツを用いた企画とする。

5. 次年度以降も職員が簡単に管理・運用が可能で、維持管理経費等が発生しない企画とする。

(3)提案書等について

① 上記企画提案項目を参考に、鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業に関する提案書

② 業務の全体スケジュール

③ 業務実績(同種または類似の業務実績を有する場合)

④ 業務体制

⑤ 会社概要

⑥ その他、上記以外に独自にアピールするもの

5. 提案の無効

次の一に該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

- (2) 提案者が同一事項のプロポーザルに対して二以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (4) 提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別し難い見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) その他契約担当者があらかじめ支持した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (7) 見積額が契約上限金額を超えたとき。

6. 選定にかかる審査について

この実施要領に基づく提案書、見積書について、鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業選定委員会委員及び事務局が審査を行い、総合的に最優秀提案を選定する。

(1) 審査内容

別添「鳥羽市リビングシフトプロモーション基盤整備事業委託プロポーザル選定要領」による

7. 受注者の決定について

- (1) 契約上限金額の範囲内で委員会が最も優れた企画提案をしたと認めた者を最優秀提案者とする。
- (2) 選定結果については、文書にて各者に通知する。

8. 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し鳥羽市及び受注者の双方各1通を保有する。
- (2) 契約書の作成にかかる費用は、全て受注者の負担とする。

9. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約した物件が納入完了後、検査に合格し、適切な支払請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

10. 質問事項

本実施要領における質問事項については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間

本状を受理した日から令和2年11月17日(火)17:15まで(郵送も同時刻)。

(2) 質問方法

下記12. 問合せ先に電話にて連絡後、メール、FAXまたは郵送にて送付。

様式は任意とする。

(3) 回答方法

各者からの質問に対する回答は、質問受付日から3日以内(土・日は除く)に参加の可能性のある業者全てにメールまたはFAXにて送付する。

11. その他

- (1)企画提案に必要な費用は、全て各企画提案者の負担とする。
- (2)提出書類については返却しない。
- (3)情報発信方法等の変更については、鳥羽市企画財政課の意見を尊重するものとする。

12. 問合せ先

鳥羽市役所企画財政課移住・定住係

担当：家田麻美・木下大輔

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

TEL 0599-25-1227

FAX 0599-25-3111